

国内株式議決権行使の判断基準（概要）

しんきんアセットマネジメント投信では、スチュワードシップ責任を果たすうえで、議決権行使を、投資先企業の企業価値向上や持続的成長を促すための重要な手段と位置付けています。国内株式に係る議決権行使については、以下に定める基準に基づき、原則として全ての議案について賛否の判断を行っています。ただし、投資先企業の状況や当該企業とのエンゲージメントの内容などを踏まえ、妥当と判断される場合においては、当該基準と異なる判断を行う場合があります。

1. 取締役の選解任

(1) 業績基準

・3期連続で最終赤字かつ3期連続で無配の場合、原則として在任期間が3年以上の取締役候補者の選任議案に反対する。

(2) ROE 基準

・3期連続でROEが5%未満の場合、原則として在任期間が3年以上の取締役候補者の選任議案に反対する。

(3) 取締役会構成に関する基準

・独立社外取締役が2名未満もしくは1/3未満の場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。ただし、当該基準に係る独立社外取締役とは、金融商品取引所へ独立役員としての届出を行っている旨の招集通知における記載がある候補者をいう。

・親会社もしくは支配株主が存在する企業においては、独立社外取締役が過半数に満たない場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

・取締役会の規模について、20名以上の場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

(4) 独立性基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外取締役候補者の選任議案に反対する。

- ・10%以上の大株主出身（グループ会社含む）である場合
- ・金融商品取引所へ独立役員としての届出を行っている旨の招集通知における記載がない場合
- ・社内役員に三親等内の親族がいる場合
- ・株主総会時点で在任期間が12年以上となる場合

(5) 出席率基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外取締役候補者の選任議案に反対する。

- ・取締役会への出席率が75%未満の場合
- ・取締役会への出席状況が招集通知に記載されていない場合

(6) 不祥事基準

・法令違反や不祥事等に該当する企業において、独立社外取締役が半数以下であり、かつ増員がない場合は、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。ただし、当該基準に係る独立社外取締役とは、金融商品取引所へ独立役員としての届出を行っている旨の招集通知における記載がある候補者をいう。

(7) 買収防衛策基準

・買収防衛策を取締役会の決議のみに基づいて導入している場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

(8) 政策保有株式に関する基準

・総資産に対する政策保有株式の割合が10%以上の場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

(9) 女性取締役に関する基準

・一定以上の規模を有する企業 (TOPIX100 構成銘柄) において、女性の取締役が選任されていない場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

(10) 気候変動に関する基準

・気候変動に関するリスクが高い業界に属する企業において、TCFD もしくは同等の枠組みに基づく情報開示等が不十分であり、かつ改善が見込まれない場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

(11) 兼任社数に関する基準

・上場企業の役員を合計 5 社以上兼任している社外取締役候補者の選任議案については、原則として反対する

(12) 情報開示基準

・決算遅延等により、招集通知において財務情報が適切に開示されていない場合、原則として代表取締役候補者の選任議案に反対する。

2. 監査役の選解任

(1) 取締役会構成に関する基準

- ・独立社外監査役がない場合、原則として全ての監査役候補者の選任議案に反対する。

ただし、当該基準に係る独立社外監査役とは、金融商品取引所へ独立役員としての届出を行っている旨の招集通知における記載がある候補者をいう。

(2) 独立性基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外監査役候補者の選任議案に反対する。

- ・10%以上の大株主出身（グループ会社含む）である場合
- ・金融商品取引所へ独立役員としての届出を行っている旨の招集通知における記載がない場合
- ・社内役員に三親等内の親族がいる場合
- ・株主総会時点で在任期間が12年以上となる場合

(3) 出席率基準

以下の要件に該当する場合は、原則として当該社外監査役候補者の選任議案に反対する。

- ・取締役会、監査役会への出席率が75%未満の場合
- ・取締役会、監査役会への出席状況が招集通知に記載されていない場合

(4) 兼任社数に関する基準

・上場企業の役員を合計5社以上兼任している社外監査役候補者の選任議案については、原則として反対する

3. 会計監査人の選解任

原則として賛成する。

ただし、法令違反や不祥事などにより、特に問題があると認められる会計監査人の選任議案については反対する。

4. 役員報酬

(1) 業績基準

役員報酬の支給もしくは増額について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・3期連続で最終赤字の場合

- ・直近決算期において最終赤字かつ株主資本の額が資本金を下回っている場合

(2) 不祥事基準

役員報酬の支給もしくは増額について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・法令違反や不祥事等に該当する企業の場合

(3) 対象者基準

ストックオプション等の株式報酬の付与対象者について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・監査役が含まれる場合
- ・社外取締役、社外監査役が含まれる場合
- ・関連会社、取引先等の役員、従業員が含まれる場合

(4) 希薄化基準

ストックオプション等の株式報酬の希薄化について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・5%超の希薄化となる場合
- ・発行済みの新株予約権と合わせて累計で10%超の希薄化となる場合

(5) その他

ストックオプション等の株式報酬について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・行使価格が市場価格を下回る可能性がある場合等

5. 退任役員の退職慰労金の支給

(1) 業績基準

退任役員に対する退職慰労金の支給等について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・3期連続で最終赤字かつ3期連続で無配の場合

(2) 対象者基準

退任役員に対する退職慰労金の支給等に係る対象者について、以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・社外取締役、社外監査役が含まれる場合

6. 剰余金の処分

以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・ 配当基準

配当性向が 20%未滿かつ総資産に対する純資産の比率が 75%超の場合

7. 組織再編関連

- ・ 自己株式取得については、原則として賛成する。

- ・ 合併、株式交換、会社分割、第三者割当などについては、中長期的な株主価値向上の観点から個別に判断する。

8. 買収防衛策の導入・更新・廃止

- ・ 買収防衛策基準

買収防衛策の導入および更新に関する議案については、原則として反対する。また、買収防衛策の廃止に関する議案については、原則として賛成する。

9. その他資本政策に関する議案

- ・ 資本政策に関する議案については、中長期的な株主価値向上の観点から、個別に判断する。

10. 定款に関する議案

定款変更に関する議案については、以下の要件に該当する場合などを除き、原則として個別に判断する。

(1) 取締役会構成に関する基準

- ・ 取締役会の規模について、定員枠が 20 名以上となる場合、原則として反対する。

- ・ 取締役会の任期の変更について、任期が延長される場合は、原則として反対する。

(2) 配当権限基準

- ・ 剰余金の配当に係る決定機関を取締役会とする議案については、原則として反対する。

(3) 買収防衛策基準

・買収防衛策の導入および更新に関する議案については、原則として反対する。また、買収防衛策の廃止に関する議案については、原則として賛成する。

(4) その他

以下の要件に該当する場合は、原則として反対する。

- ・増枠率 100%以上となる発行可能株式総数の増加（普通株式）
- ・取締役解任決議要件の加重

以下の要件に該当する場合は、原則として賛成する。

- ・指名委員会等設置会社もしくは監査等委員会設置会社への移行
- ・自己株式取得に係る決定機関を取締役会とする場合
- ・単元株数の変更

1 1. 株主提案に関する議案

株主提案に関する議案については、個別に判断するが、中長期的な観点から株主価値向上につながらないと判断される議案や定款に記載することが適当でないと判断される議案などについては、原則として反対する。また、定款変更において、以下の要件に該当する場合は、原則として賛成する。

情報開示基準

- ・役員報酬の個別開示
- ・政策保有株式に係る情報開示
- ・気候変動の方針に係る情報開示の拡充

1 2. その他の議案

・その他の議案については、中長期的に株主価値向上に資するか否かという観点から、個別に判断する。

注：赤字・下線部分は、直近改定時における主な変更箇所（表記上の変更等を除く）

以 上